

川口市男女共同参画推進委員会 委嘱書交付式及び第1回委員会

令和3年3月23日（火）14時00分

中央図書館 会議室

次 第

1 委嘱書交付式

- (1) 開 会
- (2) 委嘱書交付
- (3) 市長あいさつ
- (4) 閉 会

2 第1回委員会

- (1) 開 会
- (2) 自己紹介
- (3) 協議事項
 - ア 正副委員長の選任について
- (4) 報告事項
 - ア 川口市の男女共同参画の推進について
 - イ 令和2年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況について
 - ウ 令和元年度版川口市男女共同参画年次報告書について
- (5) その他
- (6) 閉 会

配布資料一覧

| | | |
|---------|-------------------------|-----|
| 資料No. 1 | 川口市男女共同参画推進委員会委員名簿 | 1 |
| 資料No. 2 | 川口市男女共同参画推進条例 | 3 |
| 資料No. 3 | 川口市男女共同参画推進委員会規則 | 9 |
| 資料No. 4 | 川口市の男女共同参画の推進について | 1 1 |
| 資料No. 5 | 令和2年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況 | 1 3 |
| 別添資料 | 第2次川口市男女共同参画計画《改訂》 | |
| 別添資料 | 川口市DV対策基本計画 | |
| 別添資料 | 令和元年度版川口市男女共同参画年次報告書 | |
| 別添資料 | コ・ラボ（男女共同参画情報紙） | |
| | いろいろがたのしい | |
| | カラフル | |
| | 人と人とのよりよい関係をつくるために | |

川口市男女共同参画推進委員会委員(第5期)

(第5期 令和2年7月1日～令和4年6月30日)

| No. | 委員氏名 | 所属団体等 | 選出区分 |
|-----|---------------------|------------------------|--------|
| 1 | きたうら まさよ 北浦 正代 | 市民 | 公募 |
| 2 | みやの あつし 宮野 敦 | 市民 | |
| 3 | はぎわら さえこ 萩原 佐江子 | 川口の男女共同参画を考える会 | 市内民間団体 |
| 4 | すだ かおる 須田 薫 | 中央地区民生委員・児童委員 | |
| 5 | いしかわ けいこ 石川 恵子 | 石川金属機工(株)取締役会長(企業分野) | |
| 6 | さいとう ひでかず 齋藤 秀一 | 川口市立榛松中学校長(教育分野) | 教育関係者 |
| 7 | くさかべ こういち 日下部 浩一 | (株)セイビ埼玉 代表取締役社長(就労分野) | 知識経験者 |
| 8 | こまつ ひでと 小松 秀人 | (株)コマーム 代表取締役社長(子育て分野) | |
| 9 | すぎうら ひろみ 杉浦 浩美 | 埼玉学園大学 人間学部 准教授 | 学識経験者 |

川口市男女共同参画推進条例

平成24年3月27日公布

川口市条例第17号

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条—第17条）

第3章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、本市の施策の基本的事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学する者又は市内で活動するものをいう。
- (4) 事業者 市内に事業を営むための事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいう。

- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等からの身体的、精神的、性的、経済的
又は言語的な暴力その他の暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進する。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業所等における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と職業生活、地域生活等における活動とを両立して行うことができること。
- (5) 男女共同参画の推進は、妊娠、出産等に関して男女が互いに理解を深め、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行うこと。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係があることの認識に立ち、国際的な協調の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努

めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に取り組むとともに、職業生活における活動と家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるよう就労環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市及び市民との連携を図り、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第8条 何人も、家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第9条 何人も、公衆に情報を表示する際には、次に掲げる表現を用いないよう配慮しなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担又は差別を連想させ、又は助長する表現
- (2) 性別に起因する暴力を助長し、又は是認させる表現
- (3) 過度の性的な表現

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第15条に規定する川口市男女共同参画推進委員会に諮問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(報告書の作成)

第11条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表しなければならない。

(市の施策)

第12条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 男女共同参画に関する市民及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報活動その他適切な措置を講ずること。
- (2) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めること。
- (3) 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育における男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずること。
- (4) あらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合に、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めること。
- (5) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての情報の収集及び調査研究を行うこと。

(拠点施設の設置)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、当該施策の実施及び活動の拠点となる施設を設置する。

(苦情の申出等及び処理)

第14条 市民及び事業者は、市長に対して次に掲げる申出等を行うことができる。

- (1) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出又は意見の提出
- (2) 性別による差別的取扱等により人権が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合の相談等

2 市長は、前項に規定する申出等があった場合は、関係機関等と連携を図り、適切な処理に努めるものとする。

(川口市男女共同参画推進委員会の設置)

第15条 本市における男女共同参画を推進するため、川口市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の所掌事務)

第16条 委員会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議する。

2 委員会は、前項に規定する重要事項について市長に意見を述べることができる。

(委員会の組織及び運営)

第17条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 市内の民間団体から選出された者

(3) 教育関係者

(4) 知識経験者

(5) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

川口市男女共同参画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市男女共同参画推進条例（平成24年条例第17号）第17条第4項の規定に基づき、川口市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第4条 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民生活部協働推進課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

川口市の男女共同参画の推進について

1 概要

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

2 第3次川口市男女共同参画計画

- (1) 計画期間 令和5年度から令和14年度（10年間）まで。概ね5年で見直し。
 (2) 根拠条例 川口市男女共同参画推進条例（平成24年4月施行）

| 年度 | 川口市 | 参考（国・埼玉県の動き） |
|----|--|---------------------------|
| 11 | | 男女共同参画社会基本法（国） |
| 12 | | 埼玉県男女共同参画推進条例 |
| 13 | | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 |
| 17 | | 第2次男女共同参画基本計画（国） |
| 20 | 川口市男女共同参画計画 | |
| 22 | | 第3次男女共同参画基本計画（国） |
| 23 | 男女共同参画市民意識調査 | |
| 24 | 川口市男女共同参画推進条例 第2次川口市男女共同参画計画の策定作業 | 埼玉県男女共同参画基本計画 |
| 25 | 第2次川口市男女共同参画計画 （計画期間：平成25年度～令和4年度） | |
| 27 | | 第4次男女共同参画基本計画（国） |
| 28 | 男女共同参画市民意識調査 | |
| 29 | 第2次川口市男女共同参画計画改訂作業 | 埼玉県男女共同参画基本計画 |
| 30 | 第2次川口市男女共同参画計画《改訂》 （計画期間：平成30年度から令和4年度） | |
| 2 | | 第5次男女共同参画基本計画（国） |
| 3 | 男女共同参画市民意識調査 | |
| 4 | 第3次川口市男女共同参画計画の策定作業 | 埼玉県男女共同参画基本計画 |
| 5 | 第3次川口市男女共同参画計画 （計画期間：令和5年度～令和14年度） | |

(3) スケジュール

| | 開催日 | 内容 |
|-----|-----------|-------------------------|
| 第2回 | 5～6月頃 | 市民意識調査の質問項目について |
| | 9月頃 | 市民意識調査の実施 |
| 第3回 | 12月頃 | ・市民意識調査結果について ・諮問 |
| 第4回 | 令和4年2～3月頃 | 第3次川口市男女共同参画計画策定（案）について |

3 川口市DV対策基本計画

- (1) 計画期間 令和2年度から令和6年度（5年間）
- (2) 根拠法令 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法令
- (3) 概要 第2次川口市男女共同参画計画の一部を「市町村基本計画」としておりましたが、平成28（2016）年7月より川口市配偶者暴力相談支援センターを設置したことにより、被害者支援をより積極的に行うべく、新たに策定したもの。

4 配偶者暴力相談支援センター

- (1) 趣 旨 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第2項の規定に基づき、DV被害者等の身近な相談窓口として、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立支援を図るため。
- (2) 業 務
 - ア 相談又は相談機関の紹介
 - イ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保
（一時保護は、婦人相談所又はその委託先が実施）
 - ウ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- (3) 相談日 火曜日から金曜日
午前10時から午後5時

5 啓発事業

- (1) 講演会・セミナーの開催
- (2) イベントの開催
「カラフルふえすた」 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
- (3) 啓発誌の発行
 - ア 情報誌「コ・ラボ」 年2回発行
 - イ 子供向けの啓発誌 「いろいろがたのしい」
「カラフル」
「人と人とのよりよい関係をつくるために」

令和2年度 行政委員会・附属機関等の女性登用状況

(基準日:原則として令和2年4月1日現在)

| | 審議会 | | | 委員 | | | 公募委員 | | | |
|--------------------------------|-------|----------------|----------------|---------|-----------|------------|---------------|-----------|------|------------|
| | 審議会数 | 女性委員の いる審議会 | 女性のいる 審議会比率 | 委員数 | 女性 委員数 | 女性委員 比率 | 公募のある 審議会数 | 公募の 比率 | 委員数 | 公募委員 比率 |
| 行政委員会 (地方自治法第180条の5) | 6 | 5 | 83.3% | 31 | 5 | 16.1% | 1 | 16.7% | 12 | 38.7% |
| (R1.4.1) | (6) | (4) | (66.7%) | 31 | 4 | (12.9%) | 1 | (16.7%) | 12 | (38.7%) |
| 附属機関等 (地方自治法第202条の3) | 173 | 155 | 89.6% | 1,933 | 555 | 28.7% | 23 | 13.3% | 48 | 2.5% |
| (R1.4.1) | (173) | (157) | (90.8%) | (1,845) | (529) | (28.7%) | (24) | (13.9%) | (45) | (2.4%) |
| 計 | 179 | 160 | 89.4% | 1,964 | 560 | 28.5% | 24 | 13.4% | 60 | 3.1% |
| (R1.4.1) | (177) | (156) | (88.1%) | (1,844) | (522) | (28.3%) | (23) | 13.0% | (56) | (3.0%) |

【 令和2年度調査・特記事項 】

○女性委員のいない(女性委員ゼロ)審議会

合計 19 ※前年度との比較 21 → 19

・行政委員会: 1
公平委員会

・附属機関等: 18

公務災害補償等審査会
情報公開・個人情報保護等審査会
公有財産管理委員会
商工資金審査会
景観形成委員会
開発審査会建築審査会
芝東第6土地区画整理審議会
石神西立野特定土地区画整理審議会
安行藤八特定土地区画整理審議会
里土地区画整理審議会
いじめ問題調査委員会上青木南小学校学校運営協議会
木曾呂小学校学校評議員
幸町小学校学校運営協議会
差間小学校学校評議員
里中学校学校評議員
芝中学校学校運営協議会

○新設した審議会 合計 35

○終了した審議会 合計 37

○女性登用率について (179 の行政委員会・附属機関等) ※平均 28.5% %

- ・30%以上の審議会数 79
- ・20%以上30%未満の審議会数 51
- ・10%以上20%未満の審議会数 20

防災会議
産業労働行政審議会
農政審議会
芝東第5土地区画整理審議会
芝中央沿道第1土地区画整理審議会
朝日公民館運営審議会朝日東公民館運営審議会
神根公民館運営審議会
芝南公民館運営審議会
西公民館運営審議会
南鳩ヶ谷公民館運営審議会
美術館建設基本構想・基本計画議会文化財保護審議会
飯塚小学校学校運営協議会
芝西小学校学校運営協議会
慈林小学校学校運営協議会
並木小学校学校運営協議会
安行東中学校学校運営協議会
芝西中学校学校運営協議会
南中学校学校運営協議会

- ・10%未満の審議会数 29

公平委員会
農業委員会
公務災害補償等審査会
情報公開・個人情報保護等審査会
国民保護協議会
公有財産管理委員会
商工資金審査会
景観形成委員会
都市計画審議会
開発審査会建築審査会
芝東第3土地区画整理審議会
芝東第6土地区画整理審議会
新郷東部第2土地区画整理審議会
石神西立野特定土地区画整理審議会
安行藤八特定土地区画整理審議会
里土地区画整理審議会
上青木公民館運営審議会
新郷公民館運営審議会
いじめ問題調査委員会安行東小学校学校運営協議会
上青木南小学校学校運営協議会
木曾呂小学校学校評議員
幸町小学校学校運営協議会
差間小学校学校評議員
仲町小学校学校評議員運営協議会
小谷場中学校学校運営協議会
里中学校学校評議員
芝中学校学校運営協議会

○公募委員について (179 の行政委員会・附属機関等)

- ・公募を行っている審議会の比率 13.4% (24 / 179)
- ・公募委員の比率 3.1% (60人 / 1,964人中)
- ・公募委員中の女性比率 40.0% (24人 / 60人中)